

大阪市告示第587号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月19日

大阪市長 横山英幸

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
パーク ゴルフ場	鶴見緑地 パーク ゴルフ場	鶴見緑地内	令和6年4月22日（月） 同年5月27日（月） 同年6月24日（月） 同年7月29日（月） 同年8月26日（月） 同年9月30日（月） 同年10月28日（月） 同年11月25日（月） 同年12月23日（月） 令和7年1月27日（月） 同年2月17日（月） 同年3月31日（月）	午前9時から 午後3時まで

（建設局公園緑化部調整課）